

奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置一覧（令和6年度）

	商号又は名称	所在地	入札参加停止期間	適用条項	入札参加停止理由
1	大成建設株式会社	奈良市高天町2番地2	令和6年6月20日から同年8月19日まで（2月）	第4条第3項及び別表第2第7項第4号イ	<p>東海旅客鉄道株式会社が発注し、中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事共同企業体（代表者：大成建設株式会社、構成員：佐藤工業株式会社及び株式会社銭高組）が元請けとして施工する「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」の工事現場において、一次下請の労働者が作業中に左機骨遠位端関節内骨折等の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所管の職沢労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。</p> <p>このことが、労働安全衛生法に違反するとして、元請けである工事共同企業体の代表者大成建設株式会社の従業員が、令和6年3月19日、職沢区検察庁に略式起訴され、同月26日に職沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>本件は、共同企業体の職員として、大成建設株式会社の従業員が関与した労働安全衛生法違反（労災隠し）であり、代表者である大成建設株式会社は、共同企業体の一員として、要領第4条第3項の規定により、別表第2第7項第4号イに該当する。</p>
2	佐藤工業株式会社	大阪府中央区北浜一丁目1番6号	令和6年6月20日から同年8月19日まで（2月）	第4条第3項及び別表第2第7項第4号イ	<p>東海旅客鉄道株式会社が発注し、中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事共同企業体（代表者：大成建設株式会社、構成員：佐藤工業株式会社及び株式会社銭高組）が元請けとして施工する「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」の工事現場において、一次下請の労働者が作業中に左機骨遠位端関節内骨折等の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所管の職沢労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。</p> <p>このことが、労働安全衛生法に違反するとして、元請けである工事共同企業体の代表者大成建設株式会社の従業員が、令和6年3月19日、職沢区検察庁に略式起訴され、同月26日に職沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>本件は、共同企業体の職員として、大成建設株式会社の従業員が関与した労働安全衛生法違反（労災隠し）であり、構成員である佐藤工業株式会社は、共同企業体の一員として、要領第4条第3項の規定により、別表第2第7項第4号イに該当する。</p>
3	株式会社銭高組	大阪府西区西本町二丁目2番4号	令和6年6月20日から同年8月19日まで（2月）	第4条第3項及び別表第2第7項第4号イ	<p>東海旅客鉄道株式会社が発注し、中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）工事共同企業体（代表者：大成建設株式会社、構成員：佐藤工業株式会社及び株式会社銭高組）が元請けとして施工する「中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）」の工事現場において、一次下請の労働者が作業中に左機骨遠位端関節内骨折等の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所管の職沢労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。</p> <p>このことが、労働安全衛生法に違反するとして、元請けである工事共同企業体の代表者大成建設株式会社の従業員が、令和6年3月19日、職沢区検察庁に略式起訴され、同月26日に職沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>本件は、共同企業体の職員として、大成建設株式会社の従業員が関与した労働安全衛生法違反（労災隠し）であり、構成員である株式会社銭高組は、共同企業体の一員として、要領第4条第3項の規定により、別表第2第7項第4号イに該当する。</p>
4	公益社団法人奈良県公共職託登記土地家屋調査士協会	奈良市杉ヶ町47番地3	令和6年6月20日から同年12月19日まで（6月）	第3条第1項及び別表第2第10項第1号	当該入札参加資格者の代表者が、令和6年4月24日、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕されたため。
5	株式会社大同ソイル	奈良県御所市568番地8	令和6年6月20日から同年7月19日まで（1月）	第3条第1項及び別表第1第7項	奈良県吉野土木事務所発注の「一般国道169号地質調査業務委託（道路施設維持修繕事業）」において令和6年4月16日に発生した工事関係者事故について、安全管理措置が不適切であったことにより死亡者を生じさせたため。
6	株式会社淺川組	大阪府中央区東心斎橋一丁目2番17号	令和6年7月24日から同年10月23日まで（3月）	第4条第3項及び別表第2第5項第2号イ	<p>和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、同社を代表者とする特定建設工事共同企業体は、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、障工コンクリート内に空洞の存在が判明した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚した。</p> <p>近畿地方整備局は、このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同社に対し、令和6年6月25日付、営業停止処分を行ったため。</p>
7	反田組	奈良市白毫寺町47番地の4	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで（6月）	第3条第1項及び別表第2第10項第1号	在留期間が切れて不法滞在していた外国人を就労させたとして、出入国管理及び難民認定法違反の疑いで逮捕されたため。
8	株式会社三協エンジニア	奈良県大和郡山市額田部北町923	令和6年11月1日から同年11月30日まで（1月）	第3条第1項及び別表第1第7項	奈良県五條土木事務所が発注した地質調査業務委託において令和6年8月20日に起きた工事関係者事故について、安全管理措置が不適切であったことにより重傷者を生じさせたため。
9	八房建設株式会社	奈良県橿原市久米町697番地の3	令和7年2月1日から同年12月31日まで（11月）	第5条第3項並びに別表第2第5項第2号イ及び別表第2第5項第3号イ	<p>同社が、令和3年11月30日、令和4年11月30日及び令和5年11月30日を審査基準日とする各経営事項審査において、審査基準日前6か月間の平均勤務日数が15日未満である者を技術職員名簿に記載して申請するとともに、その申請に基づき得られた総合評価値通知書を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた（違反行為①）。また、前記違反行為①の調査過程で、建設業法第31条第1項に基づく報告徴取に対し虚偽報告を行った（違反行為②）。</p> <p>これらのことについて、奈良県が令和6年12月13日付で、違反行為①に対して建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を、違反行為②に対して建設業法第28条第1項に基づく指示処分を行ったため。</p>
10	株式会社建綜研	奈良市西千代ヶ丘一丁目12番20号	令和7年3月10日から同年6月9日まで（3月）	第3条第1項及び別表第1第3項第2号	本市が発注した登美ヶ丘小学校他2校エレベーター新設に伴う建築設計業務委託において、2月以上の履行遅滞があったため。
11	山添設備	奈良市東九条町1014番地の163	令和7年3月17日から同年6月16日まで（3月）	第3条第1項及び別表第2第7項第9号	奈良市企業局発注の「水質自動監視装置（市内毎日検査）設置工事」の入札において、落札決定後契約を締結しなかったため。
12	株式会社KANSOTEKUS	奈良県橿原市新賀町201番地2 仲川ビル二階	令和7年3月17日から同年8月16日まで（5月）	第5条第3項並びに別表第2第5項第2号イ及び別表第2第5項第3号イ	<p>同社が、建設業法第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた（違反行為①）。また、建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた（違反行為②）。</p> <p>近畿地方整備局が、同社に対し、令和7年2月4日付けで、前記違反行為①について建設業法第28条第1項本文に該当するとして指示処分を、また、前記違反行為②について同項第2号に該当するとして営業停止処分を行ったため。</p>

奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置一覧（令和6年度）

	商号又は名称	所在地	入札参加 停止期間	適用条項	入札参加停止理由
13	株式会社かんでんエンジニアリング	奈良県天理市中町217-1	令和7年3月17日から同年8月16日まで（5月）	第5条第3項並びに別表第2第5項第2号イ及び別表第2第5項第3号イ	同社が、建設業法第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた（違反行為①）。また、建設業法第26条第1項及び第2項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた（違反行為②）。近畿地方整備局が、同社に対し、令和7年2月4日付けで、前記違反行為①について建設業法第28条第1項本文に該当するとして指示処分を、また、前記違反行為②について同項第2号に該当するとして営業停止処分を行ったため。
14	パナソニック産機システムズ株式会社	大阪市中央区博労町3丁目5番1号 御堂筋グラントワー11F	令和7年3月17日から同年6月16日まで（3月）	第3条第1項及び別表第2第5項第2号イ	同社が、建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。関東地方整備局が、このことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、同社に対し、令和7年1月31日付けで、営業停止処分を行ったため。
15	パナソニックEWエンジニアリング株式会社	大阪市中央区城見二丁目1番61号	令和7年3月17日から同年8月16日まで（5月）	第5条第3項並びに別表第2第5項第2号イ及び別表第2第5項第3号イ	同社が、建設業法第15条第2号の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた（違反行為①）。また、建設業法第26条第1項の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた（違反行為②）。近畿地方整備局が、同社に対し、令和7年1月31日付けで、前記違反行為①について建設業法第28条第1項本文に該当するとして指示処分を、また、前記違反行為②について同項第2号に該当するとして営業停止処分を行ったため。
16	日新興業株式会社	大阪市淀川区三国本町一丁目12番30号	令和7年3月31日から同年6月30日まで（3月）	第3条第1項及び別表第2第5項第2号イ	同社が、建設業の許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を締結した。近畿地方整備局は、このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同社に対し、令和7年3月4日付けで、営業停止処分を行ったため。